令和4年第1回 山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

会 議 録

令和4年7月11日 開会 令和4年7月11日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第6号(7月4日)

\bigcirc 応招議員 $\cdots \cdots 1$
○不応招議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
○会議に付した事件····································
○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
○欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
○説明のため出席した者・・・・・・・・・・・・・・・・・2
○事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
○開会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
○広域連合長あいさつ・・・・・・・・・・・3
○議員の議席の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○広域連合議会運営委員会委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・5
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・8
○議決事件の条項、字句等の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・9
○閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
○会議録署名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

令和4年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第6号

令和4年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年7月4日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 山下 政樹

記

- 1 期 日 令和4年7月11日(月)午後2時00分
- 2 場 所 山梨県自治会館2階 第1、第2研修室
- 3 付議事件
 - (1)訴えの提起について
 - (2) 令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)

【応招・不応招議員】

応招議員(24名)

1番	深沢	健吾	2番	渡辺	利彦	3番	鈴木	孝昌
4番	土屋	裕紀	5番	藤本	実	6番	木内	吉英
7番	村松	三千雄	8番	齊藤	功文	10番	河野	智子
11番	遠藤	美智子	12番	相沢	俊行	13番	山本	六男
14番	髙尾	貫	15番	米山	久志	17番	遠藤	髙芳
18番	小林	和良	19番	田中	博愛	20番	白井	勝光
21番	藤江	雅江	22番	渡邉	喜久一	23番	羽田	彌壽彦
24番	三浦	雄一郎	26番	木下	善満	27番	嶋﨑	義人

不応招議員(3名)

9番 金丸 寛 16番 山下 利彦 25番 倉沢 鶴義

令和4年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

議事日程(第1号)

令和4年7月11日(月)午後2時00分開会

日程第1 議員の議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第5 議案第7号 訴えの提起について

補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

出席議員(24名)

1番	深沢	健吾	2番	渡辺	利彦	3番	鈴木	孝昌
4番	土屋	裕紀	5番	藤本	実	6番	木内	吉英
7番	村松	三千雄	8番	齊藤	功文	10番	河野	智子
11番	遠藤	美智子	12番	相沢	俊行	13番	山本	六男
14番	髙尾	貫	15番	米山	久志	17番	遠藤	髙芳
18番	小林	和良	19番	田中	博愛	20番	白井	勝光
21番	藤江	雅江	22番	渡邉	喜久一	23番	羽田	彌壽彦
24番	三浦	雄一郎	26番	木下	善満	27番	嶋﨑	義人

欠席議員(3名)

9番 金丸 寛 16番 山下 利彦 25番 倉沢 鶴義

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長山下政樹副広域連合長舩木直美事務局長尾形武徳事務局次長越山茂樹業務課長金子智奈美会計管理者山本恵美庶務担当リーダー有泉いづみ資格管理担当リーダー小俣覚

給付担当リーダー 神谷 智則

事務局職員出席者

書記長 雨宮 幸司 書記 望月 あかね 書記 渡辺 晃志

【開会】

開会 午後2時00分

●議長 (藤本実)

ただいまから、令和4年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。議員定数27人のうち、本日の出席議員は24人でございます。よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長 (藤本実)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に入ります前に、ご報告申し上げます。 9番 金丸寛議員、16番 山下利彦議員、25番 倉沢鶴義議員より欠席の届けがありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項及び第199条第9項の規定に基づく、監査委員からの例月出納検査の報告は、お手元に配付のとおりです。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

【広域連合長あいさつ】

●議長(藤本実)

ここで、山下広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(藤本実)

山下広域連合長。

○広域連合長(山下政樹)

本日、ここに山梨県後期高齢者医療広域連合議会令和4年第1回臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙にもかかわらずご参集賜りまして、御礼申し上げます。議会が開会されるにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方には、平素から、当広域連合の運営に際しまして、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、深く感謝いたします。後期高齢者医療の動向といたしましては、本年10月から窓口負担割合が見直され、現在窓口負担割合1割の方のうち、一定以上所得がある方は、窓口負担が2割となります。団塊の世代が後期高齢者医療に移行し始め、現役世代への負担が増大し続けているなか、被保険者にも応能のご負担をいただき、持続可能な保険制度運営を行うための全国的な措置であります。当広域連合といたしましても、被保険者へのきめ細やかな広報に努めてまいりますので、ご理解願いたく存じます。

さて、後期高齢者医療制度では交通事故等、第三者の不法行為による治療については、加害者に対して損害賠償請求を行うこととなっております。当広域連合では平成30年度から、この求償事務を国保連合会に委託しております。近年、後期高齢者の交通事故増加に伴い、医療を行っても改善が見られない寝たきり状態となった方に対して、高次

脳機能障害の「症状固定」と医療上判定されるケースが増えてまいりました。そして判定以後の医療費は「症状固定」を理由に保険給付の対象として慣例的に処理されて来ました。しかし、健康な後期高齢者が交通事故などにより全介助を受けなければ生活できない状況にあるものを、骨折などのケガの治癒による症状固定と同等に扱うことは、後期高齢者医療制度を健全に運営する上で大きな財政圧迫につながるとともに、第三者行為に対する求償の意味からも大いに疑問を抱いております。今回の案件につきましては、症状固定以後の医療費を請求する訴えの提起及びその裁判費用を支払うための補正予算案となっております。山梨県後期高齢者医療広域連合といたしまして、求償すべきものはしっかり請求するという姿勢を示すものでございます。何卒、十分なご審議をいただきご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【議員の議席の指名】

●議長 (藤本実)

それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。今年2月の定例会以降に選出されました3名の議員について、会議規則第4条第2項の規定により、9番 甲斐市選出金丸寛議員、18番 富士川町選出小林和良議員、20番 道志村選出白井勝光議員の議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長 (藤本実)

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則 第80条の規定により、6番 木内吉英議員、20番 白井勝光議員を指名いたします。

【会期の決定】

●議長 (藤本実)

次に、日程第3「会期の決定」を議題といたします。 お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長 (藤本実)

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合 議会運営委員会委員の選任について】

●議長 (藤本実)

次に、日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合 議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたします。15番 米山久志議員を指名いたします。

お諮りいたします。ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長 (藤本実)

ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました、米山久志議員を議 会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

【日程第5 議案第7号】

●議長 (藤本実)

次に、日程第5、議案第7号「訴えの提起について」を議題といたします。事務局に 説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長 (藤本実)

尾形事務局長。

○事務局長 (尾形武徳)

議案第7号「訴えの提起について」であります。地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、金子課長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長 (藤本実)

金子業務課長。

○業務課長(金子智奈美)

議案7号「訴えの提起」の詳細につきまして、今回の訴訟は、当広域連合が代位取得 した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金の支払いを求めるものでご ざいます。

まずは、第三者行為求償事務についてご説明させていただきます。保険者である広域連合は、第三者の不法行為、主に交通事故による治療において保険給付を行ったときは、その給付した金額を限度として、被害者が加害者である第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得します。また、保険者は、この代位取得した請求権に係る損害賠償金の徴収、収納事務を国民健康保険団体連合会、通称国保連へ委託できるとされております。これらの法令に基づき、被害者から代位取得した損害賠償請求権を行使し、加害者である第三者に対し求償を行うことが「第三者行為による損害賠償求償事務」であり、当広域連合では、損害賠償金の徴収及び収納事務を山梨県の国保連に委託しております。

今回の事故の経緯については、平成30年に当広域連合の被保険者、事故当時80歳女性の方が、横断歩道を歩行横断中、相手方が運転する普通乗用車に衝突され受傷しました。令和元年6月6日に相手方の加入している損害保険会社から対人一括払いで対応すると第三者行為による被害届の提出がありました。これを受け、当広域連合では国保連へ求償事務を委任し、以降、被害者の治療費のうち保険給付分を国保連から損害保険会社へ請求を行っています。

被害者の状況ですが、事故当時から平成31年2月までは県立中央病院へ入院され、その後転院され、令和元年7月まで甲州リハビリテーション病院へ入院、令和元年7月から現在までは、恵信甲府病院へ入院中となっております。また、恵信甲府病院へ転院後の令和2年5月14日にこれ以上治療しても症状の改善は見込めないということで、症状固定と医師の診断が行われております。被害者は、高次脳機能障害で意思の疎通が困難であり、生活も全介助の状態で、先日、自賠責保険の被害者請求を行い後遺障害1級に認定されております。令和3年2月18日に、損害保険会社から症状固定以降の入院治療費は対応しないと言われたため、被害者の息子さんが加害者を相手に訴訟をおこす予定であるとの連絡がありました。

ここで、症状固定後の治療費の扱いについてご説明させていただきます。加害者は、原則的に症状固定後の治療費について被害者に対する損害賠償義務を負わないため、従来、症状固定後は健康保険診療を行っています。しかし、症状固定後の治療であっても、加害行為と相当因果関係があり、治療を続けなければ症状が悪化する場合、例えば生命

維持装置を付けているなどの保存的な医療行為は、損害賠償の対象として認められる場合があります。ただし、このような治療費が損害として認められるためには、将来の治療費の支出の必要性や相当性、金額等について、被害者側で立証しなければならないとされております。

令和3年9月21日以降、被害者側の後見人となった弁護士と当広域連合で相談を重ねてまいりました。被害者側は、症状固定後の令和2年6月から令和3年8月までの1割負担分と訴訟を始めた令和3年9月以降平均余命までの10割の医療費を求めていくことで、先行して訴訟を進めております。訴訟では、医療費の9割を負担している保険者の存在も伝えていますが、あくまでも求償権は保険者である当広域連合にあるため、訴訟に参加しなければ給付した症状固定後の令和2年6月以降の9割の求償はできず、当広域連合が訴訟に参加すれば求償が認められる可能性は高いとのことです。相手方は、当広域連合が訴訟に参加しないということは、症状固定後の保険給付の9割を認めたということであり、被害者側の負担も1割だけで良いということを主張してきております。

令和4年6月2日、国保連を通じて、症状固定の令和2年6月以降の保険給付分は訴訟で争うため、事故日から症状固定の令和2年5月分までの支払いを損害保険会社へ請求しましたが、現在素因減額について争いがあり、事故分の治療費が確定しないので支払えないとの回答がありました。なお、本件に係る損害賠償請求権は、5年で時効となるため、令和4年末で時効となります。

参考といたしまして、今後、高齢者の増加により、同様のケースの増加が見込まれており、既に現在も1件の相談を受けております。また、高次脳機能障害でいわゆる寝たきりになった場合、一人あたり月平均50万円、年間600万円の保険給付を行っております。

今回、当広域連合では、初めての訴訟となりますが、他県では既に行っているところもあり、近年増えてきております。

訴えの提起の内容についてご説明いたします。今回の訴訟の相手方は、50代女性の方です。また、実際は加害者が対人無制限の保険に加入しておりますので、損害保険会社が相手になると思われます。請求の要旨といたしまして、「1.相手方に対し、損害賠償金2,870万7,001円及びこれに対する保険給付支払日の翌日から完済の日まで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。」「2.相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。」ものであります。

訴訟遂行の方針といたしまして「1.弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。」「2.判決の結果必要がある場合は、上訴する。」「3.必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。」説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

●議長(藤本実)

事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第7号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(藤本実)

13番 山本六男議員。

○13番議員(山本六男)

中央市の山本です。二点ほどお伺いをさせていただきたいと思います。この議案第7号の訴えの相手方、加害者が50代女性ということはわかりましたが、この方の職業・家族構成等わかりましたら教えていただければ参考になるかと思います。

もう一点、加害者のみが相手方となっておりますが、訴えの相手方に損害保険会社を 含めることができないのかどうか。この二点について、お伺いをいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長 (藤本実)

金子業務課長。

〇業務課長(金子智奈美)

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、加害者の状況につきましては、説明以上の情報は把握しておりません。家族構成などもわかりません。

また、相手方に損害保険会社を加えることはできません。あくまでも損害保険会社は加害者との契約に基づいて、訴訟に参加することとなりますので、訴訟の相手方は加害者になります。よろしくご理解の程お願いします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長 (藤本実)

13番山本六男議員。

○13番議員(山本六男)

ありがとうございます。もう一点補足させていただきたいのですが、いただいた説明書によりますと、広域連合が訴訟に参加すれば求償が認められる可能性は高いとの説明がありました。訴える相手側が加害者一人であれば、広域連合で請求する金額としてはかなりの高額になります。これが裁判で認められたとしても、そこで終わりではなく、そこから求償が始まります。損害保険会社側でも素因減額について争いを起こしているとの説明がありましたが、加害者がこれからどのようにして広域連合に支払っていくのかと考えた場合に、一括で払えなければ分割となりますが、加害者の生活を壊してまでは請求することはできないと考えますが、必ず回収できるのかどうか、保証が定かでない上での訴えの提起になるのかと思われますが、広域連合ではそのあたりを予測した上での提起なのか、お伺いしたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(藤本実)

金子業務課長。

○業務課長(金子智奈美)

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

訴える相手方は加害者となりますが、加害者が対人無制限の保険に加入されておりますので、本来であれば保険会社が全て負担するものと考えております。ですが、症状固定以後につきましては、当広域連合で訴えないと求償することができないということで、今回の提起にいたっておりますので、ご理解の程お願いします。

●議長 (藤本実)

山本議員、よろしいでしょうか。

○13番議員(山本六男)

はい。

●議長 (藤本実)

他にございませんか。ないようです。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論 はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長 (藤本実)

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。議案第7号「訴えの提起について」は、原案のとおり可決する ことに、賛成の議員の挙手を求めます。

●議長 (藤本実)

挙手全員であります。よって「議案第7号」は、原案のとおり可決することに決定 いたしました。

【日程第6 議案第8号】

●議長 (藤本実)

次に、日程第6、議案第8号「山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長 (藤本実)

尾形事務局長。

○事務局長(尾形武徳)

議案第8号「令和4年山梨県後期高齢者広域連合一般会計補正予算(第1号)」についてであります。財源を財政調整基金からの繰り入れとし、歳入歳出にそれぞれ補正予算額355万円を追加するものです。内容につきましては、越山事務局次長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長 (藤本実)

越山事務局次長。

○事務局次長 (越山茂樹)

それでは、「令和4年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第1号)」について ご説明いたします。議案書の3ページをお開きください。令和4年度一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ355万円を追加し、それぞれ5億2,697万5千円とするものです。4ページをお開きください。歳入3款1項1目「財政調整基金繰入金」を355万円増額するものです。これは、議案7号「訴えの提起」に必要な財源を財政調整基金から繰り入れるものです。

次に歳出についてご説明いたします。 2款「総務費」 1項「総務管理費」 1目「一般管理費」を 3 5 5 万円増額し、 1億7, 2 7 1 万円とするものです。これは、議案 7 号「訴えの提起」に必要な裁判費用であります。内訳は訴訟費用を含む弁護士費用であります。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長(藤本実)

事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第8号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長 (藤本実)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長(藤本実)

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

●議長 (藤本実)

挙手全員であります。よって「議案第8号」は、原案のとおり可決することに決定

いたしました。

【議決事件の条項、字句等の整理】

●議長 (藤本実)

これをもちまして、本臨時会に付されました議案の審査は、すべて終了いたしました。本臨時会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

お諮りいたします。これに、ご異議ございませんか。 『「異議なし」の声』

●議長 (藤本実)

異議なしと認めます。よって、本臨時会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長 (藤本実)

山梨県後期高齢者医療広域連合の臨時会は、議員各位、並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、令和4年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後2時33分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議会議長	藤本		
署名議員	木 内	吉 英	
		1 /	
翌夕詳昌	' ++	张 水	
署名議員		勝光	